



採用選考の段階で、応募者に対し、本人の同意を得た上でエイズウイルス（HIV）やB型肝炎ウイルス検査も含む健康診断を行う場合の留意点

A

HIVやB型肝炎ウイルスの検査は特段の事情がない限り本人の同意がある場合でも実施すべきでない。それ以外の事項については、労務提供を行い得る身体的条件や能力の確認のために客観的かつ合理的に必要な範囲内で本人の同意に基づき健康診断を行うことは可能

1 選考過程における健康診断の可否

使用者には、経済活動の自由（憲法22条、29条等）の一環として、採用の自由が保障されており、採否の判断の資料を得るために応募者に対する調査を行うことができる（調査の自由）と解されています（三菱樹脂事件 最高裁大法廷 昭48.12.12判決）。

労働契約では労働者に対し一定の労務提供を求めることになるため、応募者が労務提供を行い得る身体的条件や能力を有するかを確認する必要性があり、その目的のために必要な範囲内で応募者に対する健康診断を行うことは、調査の自由の一環として認められると考えられます。

2 本人の同意の必要性

しかし、本人の同意なく実施することはできません。なぜなら、個人情報保護法上、要配慮個人情報に該当する個人情報を取得しようとするときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければなりません（同法17条2項）、健康診断の結果は要配慮個人情報に該当するからです（同法2条3項、同法施行令2条2号）〈編注：個人情報保護法・同法施行